

原告 * * * *
原告 * * *
原告 * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * *
原告 * * *
原告 * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * * *
原告 * * *
原告 * * *
被告 * * *
被告 * * * * * * * * * *
被告 川 崎 市

3 和解内容

- (1) 被告川崎市は、原告らに対し、被告姉齒秀次によるグランドステージ川崎大師（以下「本件建物」という。）の耐震強度偽装によって、原告らが、本件建物の建替え協議や転居に伴う心労や負担、そのほかの有形、無形の様々な不利益を被ったことに対して、同情の念を禁じ得ないことを表明する。
- (2) 原告ら（ただし、原告らと被告川崎市との間で締結した平成19年3月30日付け協定書（以下「本件協定書」という。）に記載の支払期限までに納付している者を除く。）は、被告川崎市に対し、本件協定書に基づく補助金等調整額の返還金債務があることを確認し、これを、平成21年7月17日限り、被告川崎市に支払う。
- (3) 被告**は、原告らに対し、本件解決金として、合計金2,300,000円の支払義務があることを認め、これを、本和解条項に定める期日までに、原告ら訴訟代理人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告**の負担とする。
- (4) 被告**が、前項の本件解決金の支払を遅滞したときには、被告**は、原告らに対し、前項の本件解決金及びこれに対する支払期日の翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を付加して支払う。
- (5) 被告**は、本件建物の耐震偽装を見逃したことについての責任を認め、それにより被った原告らの深刻かつ多大な負担に対し、心から陳謝する。
- (6) 被告*****は、本件建物の耐震偽装を見逃したことについての責任を認め、それにより被った原告らの深刻かつ多大な負担及び被告*****が無資力であることにより、原告らの被った負担に対して何らの解決金を支払えないことについて、心から陳謝する。
- (7) 原告らは、被告川崎市、被告**及び被告*****に対するその余の請求をいずれも放棄する。

(8) 原告ら、被告川崎市、被告*****及び被告**は、各原告、被告川崎市、被告*****及び被告**それぞれの間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(9) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件については、東京地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告らと被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成17年11月17日、国は、指定確認検査機関が過去に建築確認を行った建築物の一部に、姉齒建築設計事務所により構造計算書が偽造され、構造上耐震性に大きな問題のある可能性の高いものがあることを発表し、翌日には、原告らが区分所有するグランドステージ川崎大師（以下「本件建物」という。）が、該当物件の1つであることを公表した。
- 2 このため、本市は、被害を受けた原告らの救済の観点から、原告らに対し、国が示した公的支援措置に基づき、本件建物の除却及び建替え費用の助成等の支援を実施し、また、この公的支援措置に基づく助成の実施に当たっては、売主である事業者の破産手続における原告らに対する配当相当額との調整を行うこととされていることから、原告らとの間において、原告らに対する配当相当額を補助金等調整額として本市に納付することとする協定を平成19年3月30日に締結した。
- 3 この間、原告らから、本市に対し、指定確認検査機関による本件建物の建築確認処分に過失があつて、当該指定確認検査機関は原告らに対し違法に損害を負わせたものであるから、本件建物について建築確認の権限を有する本市は、同損害を賠償する責任を負うものとして、平成18年6月27日に東京地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された。
- 4 本訴訟は、係属して以来、30数回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。